

大阪府住まい・まちづくり教育普及協議会規約

(名称)

第1条 本会は、大阪府住まい・まちづくり教育普及協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、府民が自らの住まいやまちに対する関心と理解を深め、自らに合った住まいを選択するとともに、住まい・まちづくりの担い手として主体的に取り組むことができるよう、小中学生を中心とした住まい・まちづくりに関する教育の支援をすることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 住まい・まちづくり教育に関する企画・教材開発事業
- (2) 住まい・まちづくり教育に関する普及・啓発事業
- (3) その他、第2条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同した団体等で構成し、別表1のとおりとする。

(入会)

第5条 入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出し、総会の承認を受けなければならない。

(退会)

第6条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。また、会員が団体である場合は、当該団体が解散したときは退会とみなす。
2 会員が協議会の目的に著しく反する行為を行った場合に、総会において、その他の会員の総意により、当該会員に退会を求めることができる。

(会長)

第7条 協議会の運営を掌るため、会長を置く。

- 2 会長は、会員の互選によるものとし、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 3 会長は、任期が満了したときは、後任者が就任するまで引き続き、その職務を行うものとする。
- 4 会長が指名したものは、会長の職務を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 会長は会務を総理する。

(会計監事)

第8条 協議会に会計監事を置く。

- 2 会計監事は会計の監査を行い、その結果を総会に報告する。
- 3 会計監事は会員の互選によるものとする。

(総会)

第9条 総会は会長が召集する。

- 2 総会は、毎年度1回開催するほか、会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。
- 3 総会の議長は、会長又は、会長があらかじめ指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、会員の過半数の出席（会員の代理者及び委任状を含む。）をもって成立するものとする。
- 5 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

(総会付議事項)

第10条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の制定並びに改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算の決定
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) その他本協議会の運営に関する重要な事項

(全体会議)

第11条 協議会に、全体会議を置くことができる。

- 2 全体会議は全体会議の議長が召集し、総括する。
- 3 全体会議では、協議会活動に関する事項を協議できる（総会付議事項を除く）。

(全体会議の議長)

第12条 全体会議の議長は会員の互選によるものとし、その任期は1年とする。

ただし、再任を妨げない。

- 2 全体会議の議長は、任期が満了したときは、後任者が就任するまで引き続き、その職務を行うものとする。
- 3 会長が指名したものは、議長の職務を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代行する。

(部会)

第 13 条 協議会は必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、選定されたテーマに関係する会員で構成する。
- 3 部会長は会長が指名する。
- 4 部会には、会員以外の部会長が必要と認める者を参加させることができる。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務局は、一般社団法人大阪府建築士事務所協会内に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営のために必要な事項を処理する。

(公印)

第 15 条 協議会の公印は、会長印とし、その名称、ひな型、書体、寸法及び用途は、別表 2 のとおりとする。

- 2 会長印の管理は事務局が行う。

(会計)

第 16 条 協議会の経費は、負担金、事業収入及び寄付金等をもって、これに充て、その額は収支予算の中で定める。

- 2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。
- 3 本協議会の収支予算は総会の議決により定め、収支決算は年度終了後会計監事の監査を経て総会に提出し、その承認を得なければならない。

(その他)

第 17 条 この規約のほか必要な事項は会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 8 月 22 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 7 月 29 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 10 月 27 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 6 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 14 日から施行する。

この規約は、平成 27 年 6 月 12 日から施行する。

この規約は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

団体名	入会日
大阪府都市整備部住宅建築局居住企画課	平成 20 年 8 月 22 日
大阪府都市整備部事業調整室都市防災課	平成 20 年 8 月 22 日
大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室計画課	平成 20 年 8 月 22 日
一般財団法人大阪建築防災センター	平成 20 年 8 月 22 日
一般財団法人大阪住宅センター	平成 20 年 8 月 22 日
一般社団法人大阪府建築士事務所協会	平成 20 年 8 月 22 日
公益社団法人大阪府建築士会	平成 20 年 8 月 22 日
公益社団法人日本建築家協会近畿支部	平成 21 年 7 月 29 日
一般社団法人日本建築協会	平成 21 年 10 月 27 日

別表 2（第 15 条関係）

名称	寸法	書体	ひな形	使用区分	
大阪府住まい・まちづくり教育普及協議会 会長之印	方 25 ミリメ ートル	古印体	<table border="1"><tr><td>大 阪 府 住 ま い ・ ま ち づ く り 教 育 普 及 協 議 会 会 長 之 印</td></tr></table>	大 阪 府 住 ま い ・ ま ち づ く り 教 育 普 及 協 議 会 会 長 之 印	会長名をもつ てする文書
大 阪 府 住 ま い ・ ま ち づ く り 教 育 普 及 協 議 会 会 長 之 印					